



事業者ヒートアイランド 対策の手引き

兵庫県

1. はじめに

この手引きは、「兵庫県ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、事業者が事業活動の中で自主的に取り組むヒートアイランド対策を示すことにより兵庫県におけるヒートアイランド現象が緩和されることを目的としています。

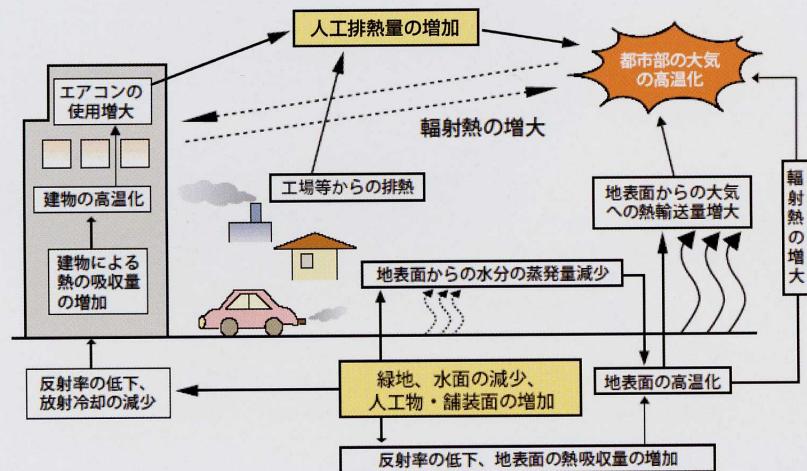


(兵庫県庁 2号館屋上)

2. ヒートアイランド現象とは？

ヒートアイランド現象とは、都市化による建物やアスファルト舗装面などの増加（地表面被覆の人工化）や建物空調や、自動車の走行、工場の生産活動などに伴う排熱（エネルギー消費に伴う人工排熱）の増加により、地表面の熱収支が変化して引き起こされる熱大気汚染であり、都市部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象をいいます。

ヒートアイランド現象のメカニズム



(出典：環境省資料)

3. ヒートアイランド現象の影響

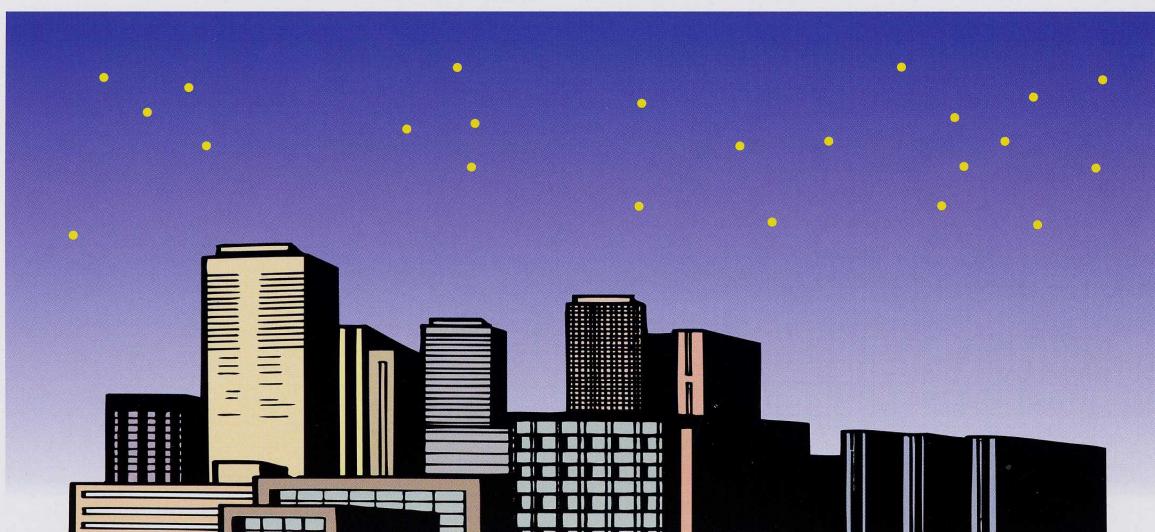
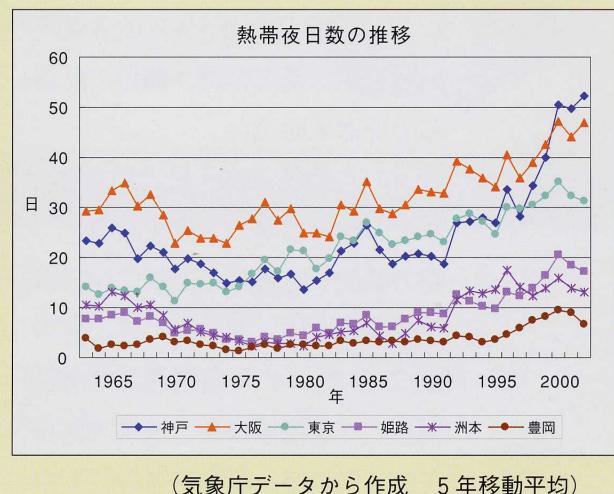
- 昼間の高温化や熱帯夜の出現日数の増加に伴い不快さが増大しています。
- 熱中症に伴う死亡者数と真夏日、熱帯夜の日数との間に相関があるとの報告もなされています。
- 高温化による冷房需要の増加とそれに伴うエネルギー消費量が増加しており、冷房などによる人工排熱の増大はより一層の気温上昇を招く悪循環を形成しています。

熱帯夜日数が増えてきています

神戸、姫路、豊岡、淡路のアメダス局において観測された熱帯夜日数の推移をみてみると、神戸、姫路、洲本の3地点において、1990年頃以降その増加傾向が大きくなっています。

熱帯夜日数は、神戸が他の地域より圧倒的に多いですが、いずれの地域においても1990年以降がそれまでより急増していることから、1990年以降にヒートアイランド化が進んだことがうかがわれます（東京、大阪は、比較対照）。

（注：神戸の測定地点は、1999年9月1日に神戸市中央区中山手から神戸市中央区脇浜海岸通に移転しています）



4. 事業者におけるヒートアイランド対策について

●事業者の取り組み方針

事業者は、製造、運搬、販売、事務などの事業活動を見直し、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、ワークスタイルの改善などヒートアイランド現象の緩和に配慮した事業活動を進めます。

●具体的な取り組みについて

ヒートアイランド現象緩和のため、事業者においては、次に掲げる事項について取り組みの推進を図るものとします。

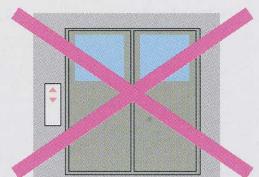
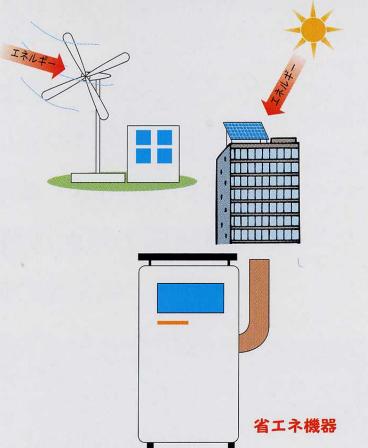
1 人工排熱の低減

① 新エネルギーの利用促進

- ア 太陽光発電、太陽熱利用、風力発電などグリーンエネルギーの導入を図る。

② 事業所の省エネ化、排熱抑制の推進

- ア 工場・事業場で使うエネルギー量を把握し、省エネルギーに取り組む。
- イ OA機器、空調、ボイラ等には、省エネ型の機器・設備を導入する。
- ウ オフィスビル等の断熱強化等による省エネルギー化、電力負荷の平準化対策、地域冷暖房の導入を図る。
- エ 工場排熱を有効に利用するなど省エネルギーに努める。
- オ 生産工程での省エネ化や高効率化を図る。
- カ 使用していない照明やOA機器などの電源はこまめに消す。
- キ 冷暖房は、必要なときだけ運転し、温度設定は、冷房の場合28℃を目安にする。
- ク できるだけエレベーターの使用を控え、階段を利用するなど従業員の意識を向上させる。



- ケ 環境の保全と創造に関する条例に基づく「特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画」を作成することにより大規模事業所における燃料・電気・ガソリン等の使用量を計画的に減らす。
- コ 計画的な買い替え等により、工場・オフィス内の空調システム、OA機器等エネルギー消費機器の高効率化を図る。

③ 低公害車の普及促進

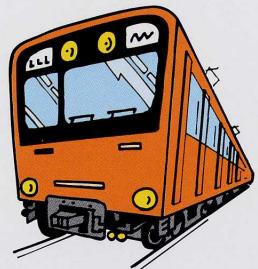
- ア 自動車の買い替え時には、クリーンエネルギー自動車・低燃費車・低公害車の導入に努める。

④ 公共交通機関の利用促進

- ア できるだけ公共交通機関を利用する。



エコカー



2 地表面被覆の改善

① 事業所緑化・屋上緑化等の推進

- ア 植木の植栽や生け垣の設置、壁面・屋上緑化により、工場・事業場の緑化に努める。

② 駐車場の舗装改善、芝生化の推進

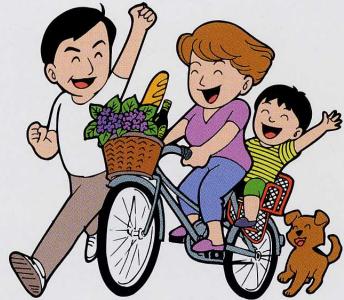
- ア 工場・事業場の敷地内では、保水性舗装や緑地を作るなど、できるだけ雨水を地下に浸透させるよう努める。
- イ 駐車場の舗装は、保水性舗装や芝生化に努める。



3 ワークスタイルの改善

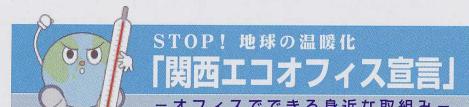
① 事業者の自主的取り組みの推進

- ア マイカー通勤を控え、徒歩や自転車、公共交通機関などで通勤する。
- イ 外出するときは、徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、自動車の利用を控える。
- ウ 荷物の積み下ろしや人待ちの時は、アイドリングストップを行う。
- エ 急加速・急発進をしないなどエコドライブを心がける。
- オ タイヤの空気圧など、定期的な点検・整備を行う。
- カ 自動車走行量の軽減、環境に配慮した自動車運転の促進を図る。
- キ 効率的な輸送方法の見直しや、積載量の適正化などの積載効率の改善を図る。
- ク 窓の開閉や軽装など空調に頼らない温度調節を工夫する。



② 関西エコオフィス宣言運動の推進

関西広域連携協議会と連携を図り、事業者の自主的な取り組みを推進する。



お問い合わせ先

兵庫県健康生活部環境局大気課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL.078-362-3285 (直通)
078-341-7711
(内線 3368, 3369)
FAX.078-362-3966

兵庫県環境局ホームページ

<http://www.pref.hyogo.jp./JPN/apr/index.html>